

ては免疫不全動物を使用することが多い。これはある種の「適切な動物」と言えるかも知れない。なお、「ヒト幹細胞加工医薬品等」のヒトでの抗原性に対する評価を実験動物で試験しようとするのは常識的に考えて意味に乏しいと思われる。

「ヒト幹細胞加工医薬品等」の適用法としてタンパク質性医薬品等と異なるところは、ほとんどの場合、局所に移植されることである。皮膚、心筋、角膜など特定の部位に、例えば細胞シートとして移植される状態を考えると、局所での機能や有害作用は試験や評価の対象となるにしても、局所を大きく離れた部位、特に全身的に安全性上の問題を引き起こすことはほとんど考えられない。

「ヒト幹細胞加工医薬品等」は総体としてきわめて複雑な構造物で多様な特性を有する点やヒトへの適用法でタンパク質性医薬品とは著しく異なる。またタンパク質性医薬品は、その登場以来蓄積してきた多くの経験が精査・評価され、非臨床安全性試験のあり方が ICH ガイドラインとして作成されているが、ヒト幹細胞加工医薬品等についての蓄積や体系的な考え方の整備・構築は充分なされていない。今後、さまざまな知見や経験を積み重ねて行くことでより適切な非臨床試験に関する基本的考え方やあり方を構築していく他ないであろうと考えられる。試行錯誤を重ねながら、臨床使用という出口いでたものから振り返って、個別事例における非臨床試験のあり方を検証することで、試験の種類や試験内容の妥当性を論ずることができる日が遠からず来ることを期待したい。

今回、通知案として提示する下記の内容は、いわば途半ばにおける検討、考慮事項を記述したものである。要求事項として示したものではない。文中に登場する、「技術的に可能であれば、科学的に合理性のある範囲で」、「試験の採用、実施及び評価にあたっては、慎重な事前検討や対応が必要である」、「これらは例示

であって、合理性のない試験の実施を求める趣旨ではなく、製品の由来、製品の特性及び臨床適用法等を考慮して、必要かつ適切な試験を実施し、その結果について総合的な観点から評価、考察する」、「必要に応じて」、「検討、考察すること」、「実施を考慮すること」などの表記は、ケースバイケースで、試験の実施が科学的に合理性のある意義あるもので必要なことであるかをまず考慮し、また技術的に可能で結果を評価できるものであるかを問い合わせながらの対応が肝要であることを示している。

繰り返し述べてきたように、本指針を解釈し、運用していくにあたって、前提と考えるべきことがある。本来の目的は再生医療という新たな医療によって病に苦しむ患者さんが救われる機会を提供することである。指針の役割は、最も効率的、効果的に所定の目標に達するための要素と方策の提示である。指針にはさまざまな事態、状況を想定して、網羅的に留意事項が記述されているが、これらは、細胞の特性や臨床目的、適用法等によって取捨選択されるべきものであり、また適用項目についても適切、柔軟に解釈・運用すべきものである。新たな治療法への可能性が期待できること

(Proof of Concept: POC)、ヒトに初めて適用しても差し支えない程度に既存の知見の中で想定し得る安全性上の問題がクリアされていること、倫理的妥当性の確保・堅持(ヘルシンキ宣言遵守、ドナー/患者に対する徹底的な説明と同意や自己決定権が前提)は当然であるが、手段である指針への遵守が主となり、他に代え難い患者さんへの医療機会の提供という目標が従になるような解釈や運用は本末転倒であり、避けなければならない。試験動物を用いた非臨床安全性試験等は、上記の目標に向かうための欠かせぬ要素であるが、「ヒト幹細胞加工医薬品等」の特性や適用法、対象疾患の特殊性と、試験動物で得られる情報の意義、限界を考慮して過度な不合理が生じないような適切なアプローチが望まれ

る。

-----  
**C.2 ヒト幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針  
一ヒト体性幹細胞、iPS（様）細胞又はES細胞を加工して製造される医薬品等（ヒト幹細胞加工医薬品等）の非臨床試験及び臨床試験について**

**修正意見と研究班コメント交換一覧及び対応結果**

修正意見 (Q) 及び最終対応	研究班回答 (A) 及び新規提案 (C)	
<p><b>全般</b></p> <p>◆Q：確認申請に関する事項の削除</p> <p>◆Q： 「First-in-Man」の記載が複数個所に入れられているが、確認申請廃止に伴い、確認申請に係る記載が削除されると、 First-in-Manでない場合（海外臨床使用実績、国内臨床研究での使用実績がある等）は指針に適合しなくても良いと解釈される可能性があるので、 「First-in-Man」は削除する。</p> <p>◆Q：字句の整備</p>	<p><b>全般</b></p> <p>◆A：修正了解</p>	<p>のあり方に関する記述として(1)「良性腫瘍を含む腫瘍形成及びがん化の可能性については、製品の種類や特性、投与経路、対象疾患、<u>生着部位</u>及び試験系の妥当性等を総合的に勘案して考察すること。必要に応じて適切な動物モデル等を利用した検討を行うこと。」とあるが、(2)「最終製品の細胞または中間製品の細胞について、適切な動物モデル等を利用し、良性腫瘍を含む腫瘍形成及びがん化の可能性に関して検討、考察すること。その際、製品の種類や特性、投与量・投与経路、<u>生着部位</u>、対象疾患及び試験系の妥当性等を総合的に勘案すること。」と記述するのがより適切ではないか。なお、細胞組織製品の腫瘍化リスクについては生着部位も重要な要素の一つなので、「生着部位」を総合的勘案の主な要素として例示する。</p> <p>[最終対応]</p>
<p>第1 ヒト幹細胞加工医薬品等の非臨床安全性試験</p> <p>6</p> <p>◆Q：造腫瘍性試験</p>	<p>第1 ヒト幹細胞加工医薬品等の非臨床安全性試験</p> <p>6</p> <p>◆A1：造腫瘍性の</p>	<p>可能性については、さまざまな要因を考察して、かかるべき検討を行う必要があるが、原材料としての細胞もその重要な要因の1つである。一般に、従来より多くのヒト投与例がありながら発生事例報告が皆無ともいえる体性幹細胞と、それ自体腫瘍形成を特性とし、最終製品中の残存も懸念され、未知の要素もあるiPS細胞やES細胞を原材料とする製品とでは、自ずと安全性確保のための検討の必要度は異なると考えられる。ちなみに、造腫瘍性の可能性について「動物モデル等を用いた検討」を行い「評価」するケースに関する記載が、(2)であり、「総合的に勘案し、必要に応じて動物モデル等を用いた検討を行う」のが(1)である。体性幹細胞由来製品には(1)が適切で(2)を要求するのは、厳しすぎると考えられる。</p>

<p>◆：体性幹細胞由来製品指針案では上記（1）の記載を、iPS細胞やES細胞由来製品指針案では上記（2）の記載をする。</p>		<p>や残存していると判断された場合は、」ことになる。「最終製品中で機能している場合や残存し」は削除せず、原文に残すことを提案する。</p>
<p><b>Q2：</b>（注）の記述中「最終製品が患者に適用された場合の製品の造腫瘍性を的確に評価することである。」について、製品の造腫瘍性を「的確に評価する」ことは困難であると考えるので、「可能な限り」を追記してはどうか。</p>	<p>◆A2：了解する。</p>	<p>◆Q2：挿入変異等のリスクがある場合には、長期フォローアップ等の対策の必要性があると考え、末尾に以下の記載を追記することを提案したい。</p> <p>◆A2：了解する。</p>
<p><b>第1ヒト幹細胞加工医薬品等の非臨床安全性試験</b></p>	<p><b>第1ヒト幹細胞加工医薬品等の非臨床安全性試験</b></p>	
<p>7 ◆Q1：「製造工程で外来遺伝子の導入が行われ、最終製品中で機能している場合や残存している場合には、」の記述中、見え消し部分を削除することを提案したい。</p>	<p>◆A1：訂正文だと最終製品中で機能も残存もしていない遺伝子についても遺伝子治療用医薬品指針に準じる試験を課し、きわめて厳しい規定になってしまう。同時にその意味するところは、製造工程中で用いた導入遺伝子が機能も残存もしていない幹細胞加工製品であっても遺伝子治療薬とみなされることであり、確認申請が必要だという</p>	<p>「染色体への挿入の可能性があるベクターを用いた場合には、挿入変異による細胞の異常増殖性や造腫瘍性についての評価や臨床適応に当たつての長期フォローアップの必要性を考慮すること。」</p>
<p><b>【最終対応】</b></p> <p>◆：下線の前提条件を加え、以下のように修文した。 <u>「最新の知見に基づき、最終製品中で機能している場合</u></p>		<p><b>第3ヒト幹細胞加工医薬品等の体内動態</b></p> <p>2 ◆Q：下記の見え消し部分の例示は詳しそうなので、Q/Aにしてはどうか。 「例えば、ある幹細胞加工医薬品等を肝疾患治療剤として肝臓への生着を期待する場合、肝臓へ効率よく到達させかつその他臓器以外への分</p> <p>◆A：了解する</p>

布を最低限に抑え  
ることが合理的な  
投与方法であると  
想定されるが、経  
末梢静脈投与によ  
り当該細胞が肝臓  
に集積し、他臓器  
に生着しないこと  
が証明できれば良  
い。」

#### 第4 臨床試験

◆Q：まえがきの末尾の記述について下線部分を追加するなど以下の様に修文してはどうか。

「自己決定権に委ねるという視点を持つこと、すなわち、リスク・期待されるベネフィットの情報を開示した上で治験に入るかどうかの意思決定は患者が行うということ導入することが望まれる。」

#### [最終対応]

◆研究班コメントのとおり修正する。

上記の様な行政担当部署と研究班との検討の結果、パブコメ案が最終的に作成された。以下に検討箇所を明示した案を提示する。

◆A：原文は、申請者と審査官が患者目線でみることを言っており、行為者は申請者と審査官である。しかし「すなわち」で始まる文章は、このままだと治験に入るかどうかの意思決定は患者が行うということで、行為者は患者になる。指針としてどうか？「すなわち」という文言で結ばれる文章同士ではないと思えるが、「患者が行うという視点をいれて評価することが望まれる」と修文すれば、結びつく文章になると考えられる。「患者が行うという視点を入れて評価すること導入することが望まれる。」とする。

ヒト幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針の修正コメント見え消し（パブコメ）案—ヒト体性幹細胞、iPS（様）細胞又はES細胞を加工して製造される医薬品等（ヒト幹細胞加工医薬品等）の非臨床試験及び臨床試験について—

## 第1 ヒト細胞加工医薬品等の非臨床安全性試験

製品の特性及び適用法から評価が必要と考えられる安全性関連事項について、技術的に可能であれば、科学的合理性のある範囲で、適切な動物を用いた試験又は *in vitro* での試験を実施すること。なお、非細胞成分及び製造工程由来の不純物等については、可能な限り、動物を用いた試験ではなく理化学的分析法により評価すること。また、特に iPS（様）細胞、又は ES 細胞由来の最終製品においては、未分化細胞の存在が異所性組織形成や腫瘍形成・がん化の可能性など安全性上の重要な関心事であるが、可能な限り、セル・バンクや中間製品段階等での徹底的な解析により、混在の可能性を否定するか、あるいは、目的細胞から未分化細胞の効果的分離・除去法や不活化法を開発し、活用することにより、混在の可能性を最小限にする努力が求められる。さらに、投与経路等の選択も安全性上の懸念を最小限にするための有用な方策であるかも知れない。

ヒト由来の試験用検体は貴重であり、また、ヒト由来の製品を実験動物等で試験して必ずしも意義ある結果が得られるとは限らない。このため、動物由来の製品モデルを作成し適切な実験動物に適用する試験系により試験を行うことで、より有用な知見が得られると考えられる場合には、むしろ、このような試験系を用いることに科学的合理性がある場合があるかも知れない。その際は、対象疾患ごとに適切なモデル中・大動物を用いた試験の実施を考慮する（注：例えば神経疾患ならばサル等、循環器疾患ならばブタ・イヌ等が適し

ている場合がある）。ただし、ヒト体性幹細胞、ヒト iPS（様）細胞、ヒト ES 細胞加工医薬品等（ヒト幹細胞加工医薬品等）を構成する細胞と同一の特徴を有する細胞集団が同一の手法にてヒト以外の動物種からも得られるとは限らず、また同様の培養条件等で同等／同質な製品が製造できるとも限らないことから、このような試験の採用、実施及び評価にあたっては、慎重な事前検討や対応が必要である。ヒト以外の動物種から得た幹細胞加工製品を用いて動物実験を行った場合、その外挿可能性を説明すること。場合によっては細胞を用いる試験系も考慮し、このようなアプローチにより試験を行なった際には、その試験系の妥当性について明らかにすること。

以下に、必要に応じて非臨床的に安全性を確認する際の参考にすべき事項及び留意点の例を示す。これらは例示であって、合理性のない試験の実施を求める趣旨ではなく、製品の由来が自己細胞か同種細胞か、体性幹細胞、iPS（様）細胞由来、あるいは ES 細胞由来かなどの点や、製品の特性及び臨床適用法等を考慮して、必要かつ適切な試験を実施し、その結果について総合的な観点から評価、考察すること。

- 1 培養期間を超えて培養した細胞について、目的外の形質転換を起こしていないことを明らかにすること。  
ヒト iPS（様）細胞又は ES 細胞に由来する製品の場合には、目的細胞以外の細胞が異常増殖していないことを明らかにすること。
- 2 必要に応じて細胞・組織が産生する各種サイトカイン、成長因子等の生理活性物質の定量を行い、生体内へ適用したときの影響に関して考察を行うこと。
- 3 製品の適用が患者の正常な細胞又は組織に影響を与える可能性、及びその安全性について検討、考察すること。
- 4 製品の種類に応じて、患者への適用

により、製品中の細胞や混入する未分化細胞が、異所性組織を形成する可能性、及びその安全性について検討、考察すること。その際、製品の種類や特性、投与経路、対象疾患及び試験系の妥当性等を総合的に勘案すること。

- 5 製品及び導入遺伝子の発現産物等による望ましくない免疫反応が生じる可能性、及びその安全性について検討、考察すること。
- 6 最終製品の細胞または中間製品の細胞について、適切な動物モデル等を利用し、良性腫瘍を含む腫瘍形成及びがん化の可能性について検討、考察すること。その際、製品の種類や特性、投与量・投与経路、生着部位、対象疾患及び試験系の妥当性等を総合的に勘案すること。 良性腫瘍を含む腫瘍形成及びがん化の可能性については、製品の種類や特性、投与経路、対象疾患、生着部位及び試験系の妥当性等を総合的に勘案して考察すること。必要に応じて適切な動物モデル等を利用した検討を行うこと。  
体性幹細胞加工製品の場合には必要に応じて、iPS（様）細胞やES細胞加工製品の場合には原則として適切な動物モデル等を利用した検討を行うこと。また、腫瘍形成またはがん化の可能性がある場合には、期待される有効性との関係等を勘案して、使用することの妥当性及び合理性について明らかにすること（注：造腫瘍性試験において最も重要なのは、最終製品が患者に適用された場合の製品の造腫瘍性を可能な限り的確に的確に評価することである。しかし、十分な細胞数が得られない等の理由により最終製品を構成する細胞を用いることができず、中間製品の細胞を用いて最終製品の造腫瘍性を評価しなければならない場合も想定される。また、動物モデルを使用

した造腫瘍性試験においては、細胞の分散や足場への接着、細胞密度、投与部位等の条件が最終製品と必ずしも一致するものではない。さらに、動物の種・系統・免疫状態による感度差もある。これらの事情を総合的に勘案して、最終製品の造腫瘍性を評価する必要がある。また、最終製品の造腫瘍性に起因する患者へのリスクについては、対象疾患を治療することによる患者へのベネフィット等とのバランスを踏まえて合理的に評価すること。）。

- 7 製造工程で外来遺伝子の導入が行われ、最新の知見に基づき、最終製品中で機能している場合や残存し、最終製品中で機能している場合や残存していると判断された場合には、遺伝子治療用医薬品指針に定めるところに準じて試験を行うこと。特に、ウイルスベクターを使用した場合には増殖性ウイルスがどの程度存在するかを検査するとともに、検査方法が適切であることについても明らかにすること。

また、導入遺伝子及びその産物の性状について調査し、安全性について明らかにすること。細胞については、増殖性の変化、良性腫瘍を含む腫瘍形成及びがん化の可能性について考察し、明らかにすること。染色体への挿入の可能性があるベクターを用いた場合には、挿入変異による細胞の異常増殖性や造腫瘍性についての評価や臨床適応に当たっての長期フォローアップの必要性を考慮すること。

- 8 動物由来のモデル製品を含めて製品の入手が容易であり、かつ臨床上の適用に関連する有用な安全性情報が得られる可能性がある場合には、合理的に設計された一般毒性試験の実施を考慮すること。

なお、一般毒性試験の実施に当たっては、平成元年9月11日付け薬

審1 第24号厚生省薬務局新医薬品課長・審査課長連名通知「医薬品の製造(輸入)承認申請に必要な毒性試験のガイドラインについて」の別添「医薬品毒性試験法ガイドライン」等を参照すること。

## 第2 ヒト幹細胞加工医薬品等の効力又は性能を裏付ける試験

- 1 技術的に可能かつ科学的に合理性のある範囲で、実験動物又は細胞等を用い、適切に設計された試験により、ヒト幹細胞性幹細胞、ヒトiPS(様)細胞、又はヒトES細胞加工医薬品等の機能発現、作用持続性及び医薬品・医療機器として期待される臨床効果の実現可能性(Proof-of-Concept)を示すこと。
- 2 遺伝子導入細胞にあっては、導入遺伝子からの目的産物の発現効率及び発現の持続性、導入遺伝子の発現産物の生物活性並びに医薬品等として期待される臨床効果の実現可能性(Proof-of-Concept)を示すこと。
- 3 適当な動物由来細胞・組織製品モデル又は疾患モデル動物がある場合には、それを用いて治療効果を検討すること。
- 4 確認申請(治験開始(First-in-Man))段階では、当該製品の効力又は性能による治療が他の治療法と比較したときはるかに優れて期待できることが国内外の文献又は知見等により合理的に明らかにされている場合には、必ずしも詳細な実験的検討は必要とされない。

## 第3 ヒト幹細胞加工医薬品等の体内動態

- 1 製品を構成する細胞・組織及び導入遺伝子の発現産物について、技術的に可能で、かつ、科学的合理性がある範囲で、実験動物での吸収及び分布等の体内動態に関する試験等に

より、患者等に適用された製品中の細胞・組織の生存期間、効果持続期間を推測し、目的とする効果が十分得られることを明らかにすること。

(注：体内動態に関する試験等には、例えば組織学的検討、AluPCR法、磁気共鳴画像診断法(MRI)、陽電子放射断層撮影法(PET)、単一光子放射断層撮影法(SPECT)、バイオイメージングなどがある)。

- 2 ヒト幹細胞加工医薬品等の用法(投与方法)について、動物実験を通してその合理性を明らかとすること。特に、全身投与にあっては投与後の細胞の全身分布を動物実験などから外挿し、有用性の観点から議論すること。(注：投与経路ごとにどこに生着するかは不明であるが、全身投与よりも局所投与が望ましいと想定される。しかし、全身投与であってもその有用性において被投与患者に有益であると合理的に説明が可能である場合には用法として設定可能である。例えば、あるヒト幹細胞加工医薬品等を例えれば、ある幹細胞加工医薬品等を肝疾患治療剤として肝臓への生着を期待する場合、肝臓へ効率よく到達させかつその他の臓器以外への分布を最低限に抑えることが合理的な投与方法であると想定されるが、経末梢静脈投与により当該細胞が肝臓に集積し、他臓器に生着しないことが証明できれば良い。しかしまた、異所性生着しても、被投与患者にとって不利益(生体機能への悪影響)が生じない場合は用法として肯定できるかも知れない。異所性分化による不利益とは、例えば間葉系幹細胞が心臓に異所性生着して骨形成する場合が想定され、それが不整脈を惹起したような場合である。)
- 3 当該細胞・組織が特定の部位(組織等)に直接適用又は到達して作用する場合には、その局在性を明らかにし、局在性が製品の有効性・安全性

に及ぼす影響を考察すること。

#### 第4 臨床試験

ヒト幹細胞加工医薬品等の治験を開始する（First-in-Man）に当たって支障となる品質及び安全性上の問題が存在するか否かの確認申請等の段階における安全性については、臨床上の有用性を勘案して評価されるものであり、ヒト幹細胞加工医薬品等について予定されている国内の治験計画について以下の項目を踏まえて評価すること。その際、明らかに想定される製品のリスクを現在の学問・技術を駆使して排除し、その科学的妥当性を明らかにした上で、なお残る未知のリスクと、重篤で生命を脅かす疾患、身体の機能を著しく損なう疾患、身体の機能や形態を一定程度損なうことによりQOLを著しく損なう疾患などに罹患し、従来の治療法では限界があり、克服できない患者に対する不作為のリスクとのリスクの大小を勘案し、かつ、これらすべての情報を開示した上で患者の自己決定権に委ねるという視点を持つこと、すなわち、リスク・期待されるベネフィットの情報を開示した上で治験に入るかどうかの意思決定は患者が行うという視点を入れて評価することと導入することが望まれる。

- 1 対象疾患
- 2 対象とする被験者及び被験者から除外すべき被験者患者の考え方
- 3 ヒト幹細胞加工医薬品等及び併用薬の適用を含めた、被験者に対して行われる治療内容（注：投与・移植した細胞の機能を維持・向上・発揮させるために併用する薬剤が想定される場合、当該薬剤の作用を *in vitro* あるいは *in vivo* で検証すること）。
- 4 既存の治療法との比較を踏まえた臨床試験実施の妥当性
- 5 現在得られている情報から想定される製品並びに及び患者のリスク及びベネフィットを含め、被験者への説明事項の案

なお、臨床試験は、適切な試験デザイン及びエンドポイントを設定して実施する必要があり、目的とする細胞・組織の由来、対象疾患及び適用方法等を踏まえて適切に計画すること。

#### ＜参考文献＞

1. 早川堯夫、青井貴之、梅澤明弘、小澤敬也、佐藤陽治、澤 芳樹、松山晃文、大和雅之、山中伸弥：ヒト幹細胞を用いた細胞・組織加工医薬品等の品質・安全性確保に関する研究（その1）ヒト幹細胞を用いた細胞・組織加工医薬品等の品質・安全性確保に関する指針整備と主なポイント. *再生医療*, 10(3), 86-90 (2011)
2. ヒト（自己）由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針（薬食発第0208003号）
3. 早川堯夫、梅澤明弘、山中伸弥、小澤敬也、大和雅之、澤 芳樹、山口照英、松山晃文、佐藤陽治、中内啓光：ヒト幹細胞を用いた細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する研究（その1）ヒト（自己）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針案（中間報告）. *再生医療*, 9(1), 116-127 (2010)
4. 早川堯夫、梅澤明弘、山中伸弥、小澤敬也、大和雅之、澤 芳樹、山口照英、松山晃文、佐藤陽治、中内啓光：ヒト幹細胞を用いた細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する研究（その3）ヒト（自己）iPS（様）細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針案（中間報告）. *再生医療*, 9(1), 139-151 (2010)
5. ヒト（同種）由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針（薬食発第0912006号）
6. 早川堯夫、梅澤明弘、山中伸弥、小澤敬也、大和雅之、澤 芳樹、

- 山口照英, 松山晃文, 佐藤陽治,  
中内啓光: ヒト幹細胞を用いた細  
胞・組織加工医薬品等の品質及び  
安全性確保に関する研究 (その  
2) ヒト (同種) 体性幹細胞加工  
医薬品等の品質及び安全性の確保  
に関する指針案 (中間報告). **再生  
医療**, 9(1), 128-138 (2010)
7. 早川堯夫, 梅澤明弘, 山中伸弥,  
小澤敬也, 大和雅之, 澤 芳樹,  
山口照英, 松山晃文, 佐藤陽治,  
中内啓光: ヒト幹細胞を用いた細  
胞・組織加工医薬品等の品質及び  
安全性確保に関する研究 (その  
4) ヒト (同種) iPS (様) 細胞加  
工医薬品等の品質及び安全性の確  
保に関する指針案 (中間報告). **再  
生医療**, 9(1), 152-165 (2010)
8. 早川堯夫, 梅澤明弘, 山中伸弥,  
小澤敬也, 大和雅之, 澤 芳樹,  
山口照英, 松山晃文, 佐藤陽治,  
中内啓光: ヒト幹細胞を用いた細  
胞・組織加工医薬品等の品質及び  
安全性確保に関する研究 (その  
5) ヒト ES 細胞加工医薬品等の品  
質及び安全性の確保に関する指針  
案 (中間報告). **再生医療**, 9(1),  
166-180 (2010)
9. 早川堯夫, 青井貴之、梅澤明弘, 小  
澤敬也, 佐藤陽治, 澤 芳樹, 松山  
晃文, 大和雅之, 山中伸弥: ヒト幹  
細胞を用いた細胞・組織加工医薬品  
等の品質・安全性確保に関する研究  
(その7) ヒト体性幹細胞、iPS (様)  
細胞又は ES 細胞を加工して製造さ  
れる医薬品等 (ヒト幹細胞加工医薬  
品等) の最終製品の品質管理. **再生  
医療**, 10(3), 141-146 (2011)

#### E. 健康危機情報

なし

#### F. 参考文献及び資料

1. ヒト (自己) 由来細胞・組織加工医  
薬品等の品質及び安全性の確保に  
関する指針 (薬食発第 0208003 号)
2. ヒト (同種) 由来細胞・組織加工医  
薬品等の品質及び安全性の確保に  
関する指針 (薬食発第 0912006 号)

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

- 1) ○Matsuyama A. [Regulatory aspect of regenerative medicine/cell therapy: focused on non-clinical studies]. *Rinsho Ketsueki*. 2012 Oct;53(10):1801-7. Japanese.
- 2) ○ Okura H, Saga A, Soeda M, Miyagawa S, Sawa Y, Daimon T, Ichinose A, Matsuyama A. Intracoronary artery transplantation of cardiomyoblast-like cells from human adipose tissue-derived multi-lineage progenitor cells improve left ventricular dysfunction and survival in a swine model of chronic myocardial infarction. *Biochem Biophys Res Commun*. 2012 Sep 7;425(4):859-65.
- 3) ○Moriyama M, Moriyama H, Ueda A, Nishibata Y, Okura H, Ichinose A, Matsuyama A, Hayakawa T. Human adipose tissue-derived multilineage progenitor cells exposed to oxidative stress induce neurite outgrowth in PC12 cells through p38 MAPK signaling. *BMC Cell Biol*. 2012 Aug 7;13:21

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表

#### 政策策提言と草案作成

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
早川 勇夫 ら	ヒト（自己）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保について	厚生労働省	薬食発0907第2号)	-	-	平成24年9月7日	薬食発0907第2号)
早川 勇夫 ら	ヒト（同種）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保について	厚生労働省	薬食発0907第3号)	-	-	平成24年9月7日	薬食発0907第3号)
早川 勇夫 ら	ヒト（自己）iPS（様）細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保について	厚生労働省	薬食発0907第4号)	-	-	平成24年9月7日	薬食発0907第4号)
早川 勇夫 ら	ヒト（同種）iPS（様）細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保について	厚生労働省	薬食発0907第5号)	-	-	平成24年9月7日	薬食発0907第5号)
早川 勇夫 ら	ヒトES細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保について	厚生労働省	薬食発0907第6号)	-	-	平成24年9月7日	薬食発0907第6号)

#### 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Moriyama M, Moriyama H, Ueda A, Nishibata Y, Okura H, Ichinose A, Matsuyama A, <u>Hayakawa T.</u>	Human adipose tissue-derived multilineage progenitor cells exposed to oxidative stress induce neurite outgrowth in PC12 cells through p38 MAPK signaling.	BMC Cell Biol. Aug.	7	13:21	2012
Mitsui Y, Yamada K, Hara S, Kinoshita M, <u>Hayakawa T.</u> , Kakehi K.	Comparative studies on glycoproteins expressing polylactosamine-type N-glycans in cancer cells.	J Pharm Biomed Anal.	70	718-26	2012
Takayama K, Inamura M, Kawabata K, Sugawara M, Kikuchi K, Higuchi M, Nagamoto Y, Watanae be H, Tashiro K, Sakurai F, <u>Hayakawa T.</u> , Furue MK, Mizuguchi H.	Generation of metabolically functioning hepatocytes from human pluripotent stem cells by FOXA2 and HNF1 $\alpha$ transduction.	J Hepatol.	57(3)	628-36	2012

Maeda E, Kita S, Kinoshita M, Urakami K, <u>Hayakawa T</u> , Kakehi K	Analysis of nonhuman N-glycans as the minor constituents in recombinant monoclonal antibody pharmaceuticals.	Anal Chem.	6;84(5)	2373-9.	2012
Tashiro K., Kawabata K., Omori M., Yamaguchi T., Sakurai F., Katayama K., <u>Hayakawa T.</u> , Mizuguchi H.	Promotion of hematopoietic differentiation from mouse induced pluripotent stem cells by transient HoxB4 transduction..	Stem Cell Res.,	8(2)	300-11	2012
Takayama K, Inamura M., Kawabata K., Katayama K., Higuchi M., Tashiro K., Nonaka A., Sakurai F., <u>Hayakawa T.</u> , Furue MK., Mizuguchi H.	Efficient Generation of Functional Hepatocytes from Human Embryonic Stem Cells and Induced Pluripotent Stem Cells by HNF4 $\alpha$ Transduction.	Mol. Ther.,	20(1)	127-137	2012
Takayama K, Kawabata K., Nagamoto Y, Kishimoto K., Tashiro K., Sakurai F., Tachibana M, Kanda K., <u>Hayakawa T.</u> , Furue MK., Mizuguchi H	3D spheroid culture of hESC/hiPSC-derived hepatocyte-like cells for drug toxicity testing.	Biomaterials.,	34(7)	1781-9.	2013
早川堯夫、水口裕之	i P S 細胞と創薬	<i>Brain and Nerve</i>	64	47-57	2012
Seko Y, Azuma N, Kaneda M, Nakatani K, Miyagawa Y, Noshiro Y, Kurokawa R, Okano H, <u>Umezawa A</u>	Derivation of human differential photoreceptor-like cells from the iris by defined combinations of CRX, RX and NEUROD.	PLoS One.;	7(4)	e35611.	2012
Nishijima Y, Toyoda M, Yamazaki-Inoue M, Sugiyama T, Miyazawa M, Muramatsu T, Nakamura K, Narimatsu H, <u>Umezawa A</u> , Mikami M.	Glycan profiling of endometrial cancers using lectin microarray.	Genes Cells	17(10)	826-36	2012
Maekawa, M., Yamaguchi, i., K., Nakamura, T., Shibukawa, R., Kodanaka, I., Ichisaka, T., Kawamura, Y., Mochizuki, H., Goshima, N., and <u>Yamanaka, S.</u>	Direct reprogramming of somatic cells is promoted by maternal transcription factor Glis1.	<i>Nature</i>	474,	225-229	2012
Iwabuchi, K., Yamakawa, T., Sato, Y., Ichisaka, T., Takahashi, K., Okita, K., and <u>Yamanaka, S.</u>	ECAT11/L1td1 is enriched in ESCs and rapidly activated during iPSC generation, but it is dispensable for the pluripotency.	<i>PLoS ONE, e.</i>	6	20461	2012

Wang D, Saga Y, Mizukami H, Sato N, Nonaka H, Fujiwara H, Takei Y, Machida S, Takikawa O, Ozawa K, Suzuki M.	Indoleamine-2,3-dioxygenase, an immunosuppressive enzyme that inhibits natural killer cell function, as a useful target for ovarian cancer therapy. -34.	Int J Oncol.	40(4)	929-34	2012
Yamada M, Utoh R, Ohashi K, Tatsumi K, Yamamoto M, Okano T, Seki M.	Controlled formation of heterotypic hepatic micro-organoids in anisotropic hydrogel microfibers for long-term preservation of liver-specific functions.	Biomaterials.	33(33)	8304-15	2012
Tang Z, Akiyama Y, Itoga K, Kobayashi J, Yamamoto M, Okano T.	Shear stress-dependent cell detachment from temperature-responsive cell culture surfaces in a microfluidic device.	Biomaterials.: 33(30)		7405-11.	2012
Okura H, Saga A, Soeda M, Miyagawa S, Sawa Y, Daimon T, Ichinose A, Matsuyama A.	Intracoronary artery transplantation of cardiomyoblast-like cells from human adipose tissue-derived multi-lineage progenitor cells improve left ventricular dysfunction and survival in a swine model of chronic myocardial infarction.	Biochem Biophys Res Commun. 425(4)		859-65	2012
Kuroda T, Yasuda S, Kusakawa S, Hirata N, Kanada Y, Suzuki K, Takahashi S, Kawachi M, Nishikawa S, Kawamata S, Sato Y	Highly sensitive in vitro methods for detection of residual undifferentiated cells in retinal pigment epithelial cells derived from human iPS cells.	PLoS One. ;7(5)		e37342.	2012
Miki K, Uenaka H, Saito A, Miyagawa S, Sakaguchi T, Higuchi T, Shimizu T, Okano T, Yamanaka S, Sawa Y.	Bioengineered myocardium derived from induced pluripotent stem cells improves cardiac function and attenuates cardiac remodeling following chronic myocardial infarction in rats.	Stem Cells Transl Med. (5)		430-7	2012

薬食発0907第2号  
平成24年9月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

#### ヒト（自己）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保について

ヒト由来の細胞・組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性を確保するための基本的な技術要件については、平成20年2月8日付け薬食発第0208003号厚生労働省医薬食品局長通知「ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保について」の別添及び平成20年9月12日付け薬食発第0912006号厚生労働省医薬食品局長通知「ヒト（同種）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保について」の別添（以下、「平成20年2指針」という。）により通知したところである。

今般、ヒト由来の体性幹細胞うち、自己由来体性幹細胞を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保のための基本的な技術要件については、平成20年2指針に代えて、新たな指針を別添「ヒト（自己）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針」のとおりとりまとめたので、御了知の上、貴管内関係業者等が自己由来体性幹細胞を加工した医薬品又は医療機器を開発する際等に参考として利用できるよう周知願いたい。

# ヒト（同種）体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針

## はじめに

1. 本指針は、ヒト由来の体性幹細胞のうち、同種由来体性幹細胞（自己由来体性幹細胞を除く）を加工した医薬品又は医療機器(以下「ヒト（同種）体性幹細胞加工医薬品等」という)の品質及び安全性の確保のための基本的な技術要件について定めるものである。

しかしながら、体性幹細胞加工医薬品等の種類や特性、臨床上の適用法は多種多様であり、また、本分野における科学的進歩や経験の蓄積は日進月歩である。本指針を一律に適用したり、本指針の内容が必要事項すべてを包含しているとみなしたりすることが必ずしも適切でない場合もある。したがって、個々の医薬品等についての試験の実施や評価に際しては本指針の目的を踏まえ、その時点の学問の進歩を反映した合理的根拠に基づき、ケース・バイ・ケースで柔軟に対応することが必要であること。

2. 薬事戦略相談あるいは治験相談におけるヒト体性幹細胞加工医薬品等の治験を開始するに当たっての基本的留意点は、当該製品にヒトへの適用により支障となる品質及び安全性上の明らかな問題が存在するか否か、臨床で得られた知見との関係性を照合できる程度に品質特性が把握され、その一定範囲の恒常性が確保されているか否かを確認することにある。その際、明らかに想定される製品のリスクを現在の学問・技術を駆使して排除し、その科学的妥当性を明らかにした上で、なお残る未知のリスクと、重篤で生命を脅かす疾患、身体の機能を著しく損なう疾患、身体の機能や形態を一定程度損なうことによりQOLを著しく損なう疾患などに罹患し、従来の治療法では限界があり、克服できない患者が「新たな治療機会を失うことにより被るかもしれないリスク」とのリスクの大小を勘案し、かつ、これらすべての情報を開示した上で患者の自己決定権に委ねるという視点を持つこと、すなわち、リスク・期待されるベネフィットの情報を開示した上で、治験に入るかどうかの意思決定は患者が行うという視点を入れて評価することも重要である。したがって、治験開始の場合、その届出に当たって添付すべき資料について本指針に示された要件や内容をすべて充たすことを中心としている訳ではない。製造販売承認申請時における品質及び安全性の確保のための資料は治験の進行とともに本指針に沿って充実整備されることを前提に、治験開始時点でその趣旨に適う条件を充たし、合理的に作成された適切な資料を提出すること。

また、治験開始に必要とされる資料の範囲及び程度については、当該製品の由来、対象疾患、対象患者、適用部位、適用方法及び加工方法等により異なり、本指針では具体的に明らかでないことも少なくないので、個別に独立行政法人医薬品医療機器総合機構に相談することが望ましい。

3. 本指針に記述された事項、試験方法、基準その他の技術要件は、それぞれの目的に適う内容と程度をもとに考慮、選択、適用、及び評価されるべきことを意図しており、

必ずしも常に同一（最高）水準での解釈、運用を求めていいる訳ではない。この趣旨を踏まえ、申請者は、考慮した背景、選択、適用、及び評価した内容と程度がそれぞれの目的に相応しく、科学的合理性からみて妥当であることを明らかにすること。

## 目次

第1章 総則	5
第1 目的	5
第2 定義	5
第2章 製造方法	6
第1 原材料及び製造関連物質	6
1 原材料となるヒト細胞・組織	6
(1) 起源及び由来、選択理由	6
(2) 原材料となる細胞・組織の特性と適格性	6
(3) ドナーに関する記録	7
(4) 細胞・組織の採取・保存・運搬	7
2 目的とする細胞・組織以外の原材料及び製造関連物質	8
(1) 細胞の培養を行う場合	8
(2) 非細胞成分と組み合わせる場合	10
(3) 細胞に遺伝子工学的改変を加える場合	10
第2 製造工程	11
1 ロット構成の有無とロットの規定	11
2 製造方法	11
(1) 受入検査	11
(2) 細菌、真菌及びウイルス等の不活化・除去	12
(3) 細胞の細切、細胞の分離、特定細胞の単離等	12
(4) 最終製品の構成要素となる細胞の作成	12
(5) 細胞株の樹立と使用	12
(6) 細胞のバンク化	12
(7) 製造工程中の取り違え及びクロスコンタミネーション防止対策	12
3 最終製品の構成要素となる細胞の特性解析	12
4 最終製品の形態、包装	13
5 製品の保存及び運搬	13
6 製造方法の恒常性	13
7 製造方法の変更	13
第3 最終製品の品質管理	13
1 総論	13
2 最終製品の品質管理法	14
(1) 細胞数並びに生存率	14
(2) 確認試験	14
(3) 細胞の純度試験	14
(4) 細胞由来の目的外生理活性物質に関する試験	14
(5) 製造工程由来不純物試験	15

(6) 無菌試験及びマイコプラズマ否定試験	15
(7) エンドトキシン試験	15
(8) ウイルス試験	15
(9) 効能試験	16
(10) 力価試験	16
(11) 力学的適合性試験	16
第3章 ヒト体性幹細胞加工医薬品等の安定性	16
第4章 ヒト体性幹細胞加工医薬品等の非臨床安全性試験	16
第5章 ヒト体性幹細胞加工医薬品等の効力又は性能を裏付ける試験	18
第6章 ヒト体性幹細胞加工医薬品等の体内動態	18
第7章 臨床試験	19

# 第1章 総則

## 第1 目的

本指針は、ヒト(同種)体性幹細胞加工医薬品等の品質及び安全性の確保のための基本的な技術要件について定めるものである。

## 第2 定義

本指針における用語の定義は以下のとおりとする。

- 1 「ヒト体性幹細胞」とは、ヒトから採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であって、多分化能を有し、かつ自己複製能力を維持しているもの又はそれに類することが推定されるもの及びこれらに由来する細胞のうち、以下のものを指す。すなわち、組織幹細胞(例えば、造血幹細胞、神経幹細胞、間葉系幹細胞(骨髓間質幹細胞・脂肪組織由来幹細胞を含む。)、角膜上皮幹細胞、皮膚幹細胞、毛胞幹細胞、腸管幹細胞、肝幹細胞及び骨格筋幹細胞)及びこれを豊富に含む細胞集団(例えば、造血系幹細胞を含む全骨髓細胞)をいい、血管前駆細胞、臍帶血及び骨髓間質細胞を含む。また、体外でこれらの細胞を培養して得られた細胞を含む。ヒト胚性幹細胞(ES細胞)、ヒト人工多能性幹細胞(iPS細胞)、ヒト人工多能性幹細胞様細胞(iPS様細胞)、ヒト胚性生殖細胞(EG細胞)、ヒト多能性生殖系列幹細胞(mGS細胞)、ヒト単為発生幹細胞、ヒト核移植幹細胞、ヒトがん細胞、ヒトがん幹細胞、及びこれらに由来する細胞は含まない(注:ヒト胚性幹細胞(ES細胞)、ヒト人工多能性幹細胞(iPS細胞)、ヒト人工多能性幹細胞様細胞(iPS様細胞)の定義はそれぞれ「ヒトES細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針」、「ヒト(同種/自己)iPS(様)細胞加工医薬品等の品質及び安全性確保に関する指針」に従う)。
- 2 「細胞・組織の加工」とは、疾患の治療や組織の修復又は再建を目的として、細胞・組織の人為的な増殖・分化、細胞の株化、細胞の活性化等を目的とした薬剤処理、生物学的特性改変、非細胞成分との組み合わせ又は遺伝子工学的改変等を施すことをいう。  
組織の分離、組織の細切、細胞の分離、特定細胞の単離、抗生物質による処理、洗浄、ガンマ線等による滅菌、冷凍、解凍等は加工とみなさない。
- 3 「製造」とは、加工に加え、組織の分離、組織の細切、細胞の分離、特定細胞の単離、抗生物質による処理、洗浄、ガンマ線等による滅菌、冷凍、解凍等、当該細胞・組織の本来の性質を改変しない操作を含む行為で、最終製品であるヒト(同種)体性幹細胞加工医薬品等を出荷するまでに行う行為をいう。
- 4 「表現型」とは、ある一定の環境条件のもとで、ある遺伝子によって表現される形態学的及び生理学的な性質をいう。
- 5 「HLA タイピング」とは、ヒトの主要組織適合性抗原型である HLA(ヒト白血球抗原)のタイプを特定することをいう。
- 6 「ドナー」とは、ヒト(同種)体性幹細胞加工医薬品等の原料となる細胞・組織を提供するヒトをいう。

- 7 「遺伝子導入構成体」とは、目的遺伝子を標的細胞に導入するための運搬体、目的遺伝子及びその機能発現に必要な要素をコードする塩基配列等から構成されるものをいう。

## 第2章 製造方法

製造方法について、下記の事項に留意し、必要な情報を明らかにすること。これらの情報等は、最終製品の品質や安全性等の確保に資するとともに、品質の恒常性を製造方法面から保証するために重要なものである。しかし、品質・安全性等の確保や品質の恒常性保証は、製造方法全体で相互補完の方策により達成され、その方策が合理的で合目的性に叶うことが最も肝要である。したがって、最終製品や中間製品における品質試験や管理あるいは製造過程における管理において、品質・安全性等の確保や品質の恒常性保証という目的が達成されるのであれば、その科学的妥当性を明示した上で下記の措置や情報の一部を省略しても差し支えない。

### 第1 原材料及び製造関連物質

#### 1 原材料となるヒト細胞・組織

##### (1) 起源及び由来、選択理由

原材料として用いられる細胞・組織の起源及び由来について説明し、当該細胞・組織を選択した理由を明らかにすること。

##### (2) 原材料となる細胞・組織の特性と適格性

###### ① 生物学的構造・機能の特徴と選択理由

原材料として用いられる細胞・組織について、その生物学的構造・機能の特徴を、例えば、形態学的特徴、増殖特性、生化学的指標、免疫学的指標、特徴的産生物質、HLA タイピング、その他適切な遺伝型又は表現型の指標から適宜選択して示し、当該細胞・組織を原材料として選択した理由を説明すること。特に原材料となる体性幹細胞が有用な分化能を有することを明らかとすること。この場合の分化能とは、多系統への分化能を指しているわけではなく、生体内での機能を期待する細胞への分化能を有することを示すことで良い。また、*in vitro* での分化能の提示が望ましいが、合理的な説明がつけば *in vivo* での分化で示すことは可能である。例えば、体性幹細胞の1つである心筋幹細胞を原材料とする場合には、心筋幹細胞が心筋細胞へと分化しうることを示すことで良い。

これらの検討結果から原材料となる細胞・組織を新たに調製する際に選択すべき重要細胞特性指標を明らかにしておくこと。検討に際しては、検体の量的制限や技術的限界もあり、可能な範囲で考慮すれば良い。

###### ② ドナーの選択基準、適格性

ドナーの選択が倫理的に適切に行われ、かつ適切な手続きで行われたことを示すこと。また、年齢、性別、民族学的特徴、遺伝的特徴、病歴、健康状態、採取細胞・組織を介して感染する可能性がある各種感染症に関する検査項目、免疫適合性等を考慮して、選択基準、適格性基準を定め、その妥当性を明らかにすること。ドナ

一のゲノム・遺伝子解析を行う場合は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に従うこと。

特にB型肝炎(HBV)、C型肝炎(HCV)、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)感染症、成人T細胞白血病(HTLV)、パルボウイルスB19感染症については、問診及び検査(血清学的試験や核酸増幅法等)により否定すること。また、サイトメガロウイルス感染、EBウイルス感染及びウエストナイルウイルス感染については必要に応じて検査により否定すること。

この他、次に掲げるものについては既往歴の聴取、問診等を行うとともに、輸血、移植医療を受けた経験の有無等からドナーとしての適格性を判断すること。

- ・梅毒トレポネーマ、クラミジア、淋菌、結核菌等の細菌による感染症
- ・敗血症及びその疑い
- ・悪性腫瘍
- ・重篤な代謝及び内分泌疾患
- ・膠原病及び血液疾患
- ・肝疾患
- ・伝達性海綿状脳症及びその疑い並びにその他の認知症
- ・特定の遺伝性疾患や家族歴

### (3) ドナーに関する記録

原材料となる細胞・組織について、安全性を確保するために必要な情報が確認できるよう、ドナーに関する記録が整備、保管されていること。また、その具体的方策を示すこと。なお、試験的検体のドナー及び患者のそれぞれについて、それぞれの細胞の使用目的に応じた情報の整備及び保管方策でよい。

### (4) 細胞・組織の採取・保存・運搬

#### ① 採取者及び採取医療機関等の適格性

原材料となる細胞・組織の採取者及び採取医療機関等に求めるべき技術的要件について、明らかにすること。

#### ② 採取部位及び採取方法の妥当性

細胞・組織の採取部位の選定基準及び採取方法を示し、これらが科学的及び倫理的に適切に選択されたものであることを明らかにすること。細胞・組織の採取方法については、用いられる器具及び薬剤、微生物汚染防止、取り違えやクロスコンタミネーション防止のための方策等を具体的に示すこと。

#### ③ ドナーに対する説明及び同意

細胞・組織のドナーに対する説明及び同意の内容を、臨床応用も含めて規定すること。

#### ④ ドナーの個人情報の保護

ドナーの個人情報の保護方策について具体的に規定すること。

#### ⑤ ドナーの安全性確保のための試験検査